

# 総 括 調 査 票 ( 契 約 に 関 す る 調 査 )

|       |   |    |     |      |  |
|-------|---|----|-----|------|--|
| 所管    | 裁判所   | 組織 | 裁判所 | 会計   | 一般会計   |
| 事業名   | (2)録音反訳業務委託                                     |    |     | 予算措置 | 20年度:(項)裁判費 (目)裁判庁費 1,417百万円 19年度:(項)裁判費 (目)裁判庁費1,565百万円 |
| 事業の概要 | 証人尋問等のうち逐語調書を作成するものについて、テープに録音された証人の供述等を反訳する業務。 |    |     |      |  |

## ① 調査の視点

裁判所における録音反訳業務委託については、現在、随意契約の形態をとっている。裁判所が地方議会や業者から聴取したところによると、類似の業務である地方議会における議事録の録音反訳業務についての契約形態については、競争入札と随意契約の両方があり、一般的に随意契約の割合が高い傾向にあるとのことである。

しかし、随意契約の見直しをその主眼とする「公共調達適正化」という観点からすれば、本件の随意契約についても例外ではなく、見直しを検討する必要がある。そこで、競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか、また、移行するとして、できるだけ早期に移行できないかという視点から調査を行った。

## ② 調査結果及びその分析

### ① より競争性のある契約形態への移行について

録音反訳は証拠調べにおける速記官による速記に代替するものとして平成9年以降順次全国の裁判所に導入され、現在ではほとんど全ての裁判所において利用されている(下表参照)。

そして、この録音反訳業務の委託契約は、現在、各裁判所において、「裁判記録である供述調書に使用できる十分な品質を確保するには、高度な知識と事務処理能力を必要とし、かつ、高度の秘密保持態勢が必要である」との理由から、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、随意契約が行われている。

しかし、これは、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」(財務大臣通知「公共調達の適正化について」の記1.(2)①)に該当するものではない。また、業務内容が録音テープの文字化であって、反訳書面が裁判記録の一部であることによる高い品質や秘密保持態勢等の確保が必要であったとしても、これらの要請を満たすための条件を適切に設定することは可能と思われる。

このような要件は、i 品質保持、ii 秘密保持、iii 安定供給という3要件に大別されるので、今後は、これらの要件の充足するための具体的な手段について検討が必要である。

|              |        |      |          |
|--------------|--------|------|----------|
| (現在の録音反訳導入庁) |        |      |          |
| 高裁本庁         | 7/8庁   | 高裁支部 | 4/6庁     |
| 地裁本庁         | 47/50庁 | 地裁支部 | 201/203庁 |
| 家裁本庁         | 50/50庁 | 家裁支部 | 203/203庁 |

### ② 一括調達などの契約方法の工夫について

現在の契約は各裁判所単位で行われているが、これを競争入札にすると地方によっては応札者が出なかったり、落札価格が高額となる可能性がある。そこで、競争入札化とともに、最高裁による中央一括方式等の導入を検討すべきである。

## ③ 今後の改善点・検討の方向性

### ① より競争性のある契約形態への移行について

録音反訳業務の随意契約の見直しには左欄記載のような問題点があるが、このうち

- i ii 品質確保と秘密保持については、競争を過度に制限することにならないような配慮をしつつ、入札参加資格や入札条件の設定、仕様書の工夫等によりその実現が可能と思われる。また、反訳書の品質が低く、指導をしても改善が見込めないような業者については、裁判所において履行状況をチェックし、違約があった場合には一定期間競争入札に参加できないなどの罰則規定を新たに設けること、あるいは、他の類似の業務に関する契約についてさらなる調査を行い、契約の解除や違約金の水準等について、適正な枠組みを導入すること等の対策が有効。
- iii 安定供給については、政府調達協定による複数落札方式の導入を含め、各裁判所の録反需要に対応できる受注能力に配慮し、かつ、零細業者を閉め出すことのないような条件設定を設けることが可能。

これらにより、早期に競争入札への移行が可能と考えられ、全国の裁判所における平成21年度からの録音反訳業務契約の競争入札化を最高裁判所に働きかけたい。

### ② 一括調達などの契約のやり方の工夫について

複数落札方式とともに中央一括入札方式を導入すれば、受注業者のいない(少ない)地方には、最高裁において録音反訳時間を振り分けるなどの対応が可能であるので、①と並行した検討を働きかけたい。